1969 年における東北大学の学生運動 - 豊田武教授収集資料を通じて-

加 藤 諭

はじめに

本稿は、豊田武が東北大学教授任期中に収集した学内史料から 1960 年代後半、とりわけ 1969 年の東北大学における学生運動と大学の対応の一端を明らかにすることを目的とするものである。

豊田武 (1910~1980) は、東京帝国大学文学部卒業後、東京女子高等師範学校、文部省等の勤務を経て、戦後、1947年 (昭和22) に東北帝国大学法文学部教授として着任した、日本中世史の研究者である。豊田は1973年に停年退官するまで、東北大学の教授として実証主義にもとづく数々の業績を残しているが、1969年4月には東北大学評議員に任命されるなど、東北大学の運営にも関わっている。豊田は東北大学教授在任期間中、大学の運営や学生運動に関わる資料を収集しており、それらは『豊田武教授収集資料』として現在、東北大学史料館が所蔵している。

『豊田武教授収集史料』は内容の多くが1969年に時期が集中している。これは前述の通り、この時期に豊田が評議員を務めていたことと無関係ではないと思われる。しかし、一方で、この時期に史料が集中しているのは、そのインパクトが大学にとって大きかったことも傍証するものであり、学生運動にとって重要な局面であったといえよう。

1969年における東北大学の学生運動については、『東北大学百年史』により、東北大学教養部管理棟の封鎖と機動隊による解除について一定程度明らかにされている⁽¹⁾。しかし部局間により、問題解決に対する認識に差があったことについてはあまり明らかにされていない。また東北大学では、教養部管理棟封鎖以外にも同時期に様々な学生運動が展開されていたが、それらの動向についても、これまで明確にされてこなかった。

豊田の所属が文学部だったこともあり、『豊田武教授収集資料』には文学部関係の史料が残されている。そこからは寮問題や文学部長選挙を巡る学生運動等、教養部管理棟封鎖とは異なる学生運動の動向をうかがい知ることが出来るとともに、教養部管理棟封鎖への対応についても部局間において温度差があったことがみてとれる。本稿では、『豊田武教授収集資料』を通じて、そうした部局間の動きと評議会の動向とを比較するとともに、同じく東北大学史料館所蔵の『杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料』等も活用しながら、多様な学生運動の諸相を明らかにすることで、当該期における大学の学生運動への対応について検討を試みることとする。

1. 1969 年における学生運動とその対応(5月~7月)

1969年(昭和44)の学生運動の焦点の一つは大学臨時措置法にあった。東京大学の安田講堂での機動隊と学生との衝突、それに伴う東大の入試中止という事態を受け、政府は1969年5月24日大学臨時措置法を国会に提出することになる。これは、大学紛争に対して文部大臣が紛争の収拾及び当該大学の運営の改善について勧告をすることができ、必要ならば教育・研

究機能を停止することができるもので、大学自治が制限される可能性があった。そのため、こ の法案に反対する学生運動は大きな盛り上がりをみせることになる。しかし、学生運動の方 向性や、主導権争いから日本民主青年同盟(以下民青系)系と全学共闘会議(以下全共闘系) 系学生との対立が発生した。それは大学臨時措置法が国会に提出する前日、大学臨時措置法 成立反対の 5.23 統一行動に早くも見られることとなった (2)。この統一行動は宮城県内各大学 で 3500 名がストライキ決起、2000 名の学生が宮城県学生大集会に参加、宮教協と労働者、学 生300名が東一番丁をデモ行進するという大規模なもので、学生は自治会連合が主体であった。 しかし、このデモの際、社会主義学生同盟(社学同)ML派が乱入し、数人がけがし、旗竿等 が折られるなどの小競り合いが起きている。6月2日には、学内の私服警官が、解放派、中核派、 P・I、社学同らの学生に片平二番教室にて拘束され、私服警官救出のため警察が学内に突入 するという事件が起こり、これに対し、自治会連合、全学院生協議会は解放派、中核派、P・I、 社学同らを暴力学生集団として非難している。また、6月4日には川内記念講堂前で開かれる 予定であった大学立法反対全学集会が、ヘルメットと角材で武装した学生らによって開催不能 となった。民青系と全共闘系は、いずれも大学臨時措置法に反対する立場ではあったが、警察 官の拘束や、民青系の集会やデモに乱入し、開催不能にさせるなど、全共闘系は民青系の学生 との対立の色を鮮明にしつつより過激な行動に出るようになっていた。

そして、6月5日には全共闘系の学生による教養部管理棟封鎖という事態が発生した⁽³⁾。これ以降、問題は民青系と全共闘系の学生運動の方向性と主導権争いという次元から、評議会、大学職員を巻き込んだ形で事態が発展していくこととなる。

6月6日、農学部教授会名で全学抗議集会の開催要求が出され⁽⁴⁾、6月7日には、全学院生協議会らによって、封鎖反対全学総決起集会が開かれ、教養部管理棟封鎖解除の実力行動がとられた。教官が間に入り、事態の収拾に当たったが、けが人が二百数十名も出る事態となり、結局封鎖解除には至らなかった⁽⁵⁾。こうした状況を受けて6月12日には、

- 一 封鎖は絶対に容認しない。
- 二 人命尊重を第一に考え、生命身体の危険を伴うような実力行使は行なうべきでない。
- 三 全学の意意志を統一して、事態の解決に当たる。

との学長告示(以下三原則)が出された (6)。

また補導協議会は6月13日に「封鎖」をめぐる本学の基本三原則という見解をだしている。 第一原則 「封鎖」は研究教育の環境を実力で破壊し、大学の自治を崩壊させる行為であ るので、絶対に容認しない。

第二原則 人命尊重を第一に考え、生命身体の危険を伴うような実力行使は行わない。

第三原則 全学の盛り上る総意を結集して、統一的意志をもつて事態の解決に当る (7)。

内容は6月12日の三原則とほぼ同様であり、機動隊導入までのおよそ四ヶ月半の間、この 三原則が評議会としての基本方針となった。

この三原則は、封鎖を認めないものの、実力的な封鎖解除は行わず、全学の意志の統一を図ることで事態を収拾する、というものであり、封鎖解除に対して具体的かつ抜本的な対応とは言い難いものであった。このため、この後の評議会は主として全学的な意志統一方法の模索と、封鎖学生に対しての説得に終始することとなり、職員や、民青系学生、一部教官からは、より

早期の事態打開が叫ばれることになり、評議会の対応は、そうした層からの批判の対象ともなった。6月13日には、事務系職員一同から学長に宛て、教養部管理棟の封鎖解除を求める要望書が提出されているが、ここでは評議会の対応の消極性が指摘されており、「抜本的対策」を図ることが要望されている⁽⁸⁾。

しかし、大学側は単に三原則に沿った方向性のみを指向していたわけではなかった。6月13日の補導協議会では、「封鎖」の不当性と大学問題に取り組む姿勢として、機動隊の導入がすでに検討されている。それは、各学部の意見を教授会がまとめ、それを補導協議会、そして評議会が全学の意志として集約し統一した意思によって事に当たり、事態打開の方法は主に説得によるものとする。その上で、封鎖に対する実力行使に基づく解除は大学のあり方として是認できないものの、流血、死傷の事態の場合においては機動隊導入も「考慮せざるをえない」というものであった。翌6月14日の評議会においても、「生命、身体に危険を伴うような事態にはやむを得ないものであることを確認し」「これについては、補導協議会が事態を判断し、学長が数名の部局長と相談のうえ即決で行うことを了承」している。すなわち、評議会としは当初より人命尊重の観点から機動隊導入を検討していたことになる。

とはいえ、こうした事態は最終局面であって、この後の評議会の対応を見る限りでは、この時点で評議会としては機動隊導入に関し、差し迫った必要性を感じてはいなかったようである。6月19日に開かれた臨時評議会でも「封鎖学生」についての対処については未だ審議中であった。先の6月2日の私服警察官の拘束事件に伴う、6月20日の片平法文二番教室の警察の現場検証の際も、同日開催の臨時評議会では、立会人要請を評議会側は拒否決定しており、警察の現場検証には抗議を表明している。

この間、6月20日までには教養部管理棟のほか、大講義室、1007号棟、1008号棟の封鎖も行われ、6月25日には教養部理科実験棟も封鎖が行われた。6月25日に開かれた臨時評議会では、理科実験棟封鎖に対し三原則に基づく説得を試みることを確認したものの、理科実験棟の一部封鎖解除の際、教養部教官にけが人が出た現状においては、危険を冒してまでの説得は難しいため、最小限現状を維持するとされた。

翌6月26日にも臨時評議会が開かれ、教養部教職員から封鎖の早期解決の強い要望が出されていることが報告されたが、封鎖そのものに対する早期解決に向けた具体的対策は決定されなかった。7月3日の臨時評議会では、三原則の解釈として警察の導入も検討すべきとの意見が出される一方で、次年度入学試験に対する影響についても検討する必要性があるとの意見が出されるなど、むしろ封鎖問題の解決は長期的になるとの見通しを評議会はもっていた。

評議会が早期解決に向けた対策を打ち出さない中で、6月28日、東北大学教職員組合から、全学院生協議会、生協労組に対し理科実験棟逆封鎖による封鎖解除協力要請の申し込みがなされ、6月30日に全学院生協議会常任委員会は申し込みを受け入れている。東北大学内では、教職員、大学院生、生協による各組合が連携して封鎖解除を目指すことも模索されていた⁽⁹⁾。しかし、こうした動きは大きな盛り上がりをみせることはなかった。

その背景として文学部における院生会と学部長による会見についてみてみたい。文学研究科院生会運営委員会は6月24、28日に院生会代議員と学部長による研究科委員会会見を行っている (10)。この会見で院生会側は、三原則を尊重し、封鎖は不法で容認できないが、人命尊重

の立場から、負傷者を出す危険のある実力行使は一切避け、説得を中心とした行動を取ることによって封鎖解除を実現したいと考える、という文学部教授会の立場を確認している。しかし、この時、封鎖解除の解決策について、説得以外の方針は会見上、議論の遡上にはあげられることはなかった。加えて7月3日に文学部集会の開催を院生会が申し入れたのに対し、研究室討論の不足、無関心な学生が多い、ということから開催は適当でない、と回答されている。文学部学生内での、教養部における封鎖の問題に対する関心の低さが指摘されているのである。後述するように、この年の秋に文学部では学部長選挙を控えており、学生の関心はむしろ学部長選挙にあった。「全学の盛り上る総意を結集」することで事態の解決に当たるには、教養部と他部局との間には、問題に対する関心と切迫感に隔たりがあり、そのことが前述の連携に盛り上がりを欠く要因の一つであったといえよう。

一方、教養部教授会は、長引く封鎖の中で、7月14日、統一的意志の集約状況と、教養部管理棟および理科実験棟の封鎖占拠による研究管理運営全般の支障に対する補填措置について評議会議長(学長)に対して質問状を出し⁽¹¹⁾、7月21日には『封鎖占拠による教養部の現状一全学的意志の結集のために一』がまとめられた。文中には「この異常事態を一教養部の問題として、対岸の火災視することなく」とあり、教養部教授会として、封鎖の解決について、他部局との温度差を強く意識していたことがわかる⁽¹²⁾。7月22日には評議会に対し、夏休み中に封鎖を解除する内容の意見書を提出、評議会に対し7月29日までに回答を求めている⁽¹³⁾。教養部教授会は、評議会に対してより早期の解決を期待していたのである。しかし、8月9日の臨時評議会では、各部局からの検討結果として、

- 1、三原則は今後も堅持し、三原則の範囲内で最善をつくしていく。
- 2、長期解決の上に立って大学改革の問題も検討をすすめる。
- 3、長期的な解決をすすめることになるが、封鎖解除のための措置を検討していく。
- 4、入学試験の問題、留年問題等についても検討をすすめる。

との内容を確認し、その審議過程を議長より、口頭で教養部教授会に伝えることで了承された。 教養部教授会からの早期解決要求と、評議会の確認した解決過程には、大きな隔たりがあった といえる。

2. 大学臨時措置法反対運動

ここまで教養部封鎖を巡る動きを見てきたが、ここで当時の大学臨時措置法に反対する動きを見てみたい。そもそもこの全共闘系による教養部管理棟封鎖、教養部理科実験棟封鎖も大学臨時措置法反対の動きの一環であり、学内においては様々な大学臨時措置法反対の動きが存在していた。先に述べた 5.23 統一行動、大学立法反対全学集会(妨害により中止)のほか、1969年(昭和44)5月18日、東北大学各部局教授会構成員有志による大学臨時措置法反対声明、5月24日、教養部教授会による大学臨時措置法反対声明、6月3日、大学立法反対理学部集会(600名)、6月13日、歯学部教室員会から大学臨時措置法反対声明、6月19日、学長より大学臨時措置法反対声明、6月24日理学部教授会より臨時措置法案に反対する見解発表、7月1日、歯学部教授会より大学臨時措置法反対声明、7月15日全学教官市内デモ、7月16日、大学臨時措置法反対声明、7月12日理学部教官市内デモ、7月15日全学教官市内デモ、7月16日、大学臨時

措置法に反対するため東北地区国立大学教官連合が結成、といった具合に教官側の行動をとってみても様々な動きが見られる。大学臨時措置法は大学側にとっても大学自治を脅かすものとして反対の向きが強かった。このほか、学生側においても市民自由討論会、市民への署名集め、有志による討論会や集会が盛んに開かれている。7月23日には理学部前広場にて全学院生協議会などの呼びかけにより1212名参加の下、大学立法阻止東北大学集会が開催、法案阻止決議がなされている。また7月31日にも大学立法衆議院通過抗議全学集会に1200名が参加した(14)。

しかし、ここに至るまでに、7月17日、全学院生協議会臨時総会において、先に農学研究科院生会が単独決議していたストライキを抑制する決議がなされたり (15)、経済学研究科院生会は全学院生協議会の方針に反対の意思を明らかにするなど、統一行動に向けて学生の足並みがそろっていたわけではなかった (16)。大学臨時措置法を巡る学生運動は、封鎖による過激な行動をとる全共闘系と、封鎖に反対し集会などの行動を軸とする民青系の自治会連合という学生間の対立があったものの、全学院生協議会をめぐる前述の動きを見ても分かるように、大学内の学生間の動きは単純な構造ではなく、集会やストといった行動を起こすにも理念や行動方針において、院生会一つとっても意思の統一が図られていたわけではなかったのである。

また7月21日には、生協主催による国立公園陸中海岸にてサマーキャンプが開かれている。このサマーキャンプの体験記からは、煩わしい闘争からの逃避といった感想や、キャンプで行われた討論会は討論会形式まで至らなかったという報告がなされており、一方の当時の学生の気分を見てとれる (17)。このように、大学臨時措置法反対の動きが盛り上がりを見せる中で、積極的に関わる学生内でも運動の方向性については意思の統一が必ずしもなされていたわけではなく、こうした学生運動の盛り上がりを煩わしいものと考える学生も存在していたのである。

しかし、こうした教官、学生の大学臨時措置法の反対運動にもかかわらず、7月24日、大学臨時措置法が衆議院を通過し、8月3日には参議院通過をみることとなり、結局8月7日、大学臨時措置法は時限立法として公布されることとなった。

3. 1969 年における学生運動とその対応(7月~9月)

大学臨時措置法反対の動きが学内から起こる中、国会では大学臨時措置法が衆議院を通過する状況となっていた 1969 年(昭和 44)7月下旬、全共闘系もまた新たな動きを見せることとなる。7月 26日~29日にかけて全共闘系の「全C共斗」らは7月 29日開催予定であった評議会を粉砕するというスローガンを掲げ、立て看板、ビラなどで呼びかけを行うとともに集会を開催するという行動に出た。当時、東北大学における全共闘系は、「全C共斗」、「文斗連」、「生四斗」といったように教養部、文学部等各学部学科単位の集団が形成されていたようであり、とりわけ封鎖が行われていた教養部では全C共斗と名乗る学生集団が中心であった。彼らの動きによって7月 29日に開催予定であった評議会は中止されることとなったが、中止はでっち上げで別の会場で評議会が行われているのではないか、との疑念から、全C共斗らが本部事務局に入り、記録文書を探したり、職員を追及したりする事態が発生した。この事態に対し、補導協議員が事務局に入って事態の収拾に当たることとなったが、逆に翌 30 日までのおよそ 31 時間にわたって拘束詰問されることとなり、この中で全C共斗らと補導協議員との間で確認書が交わされることとなった。確認書は以下の内容であった。

- 全C共斗と評議会との大衆団交の開催に責任を持って努力する
- 二 機動隊導入による封鎖実力解除は絶対に反対し、反対行動を断固として行う
- 三 臨時評議会の開催については、日時・場所の詳細を二四時間前までに必ず川内事務局 バリケードに連絡をとること

この確認書の内容に直接的には大学臨時措置法に関しての記述は見られない。全C共斗らの封鎖行動は、大学臨時措置法反対の動きのなかで行ったものとはいえ、この内容は彼らの行動の是認と、大学の意志決定機関に圧力を加え得るものであり、全C共斗らの目的が大学の機能不全と、従来の大学の意志決定方法自体の変更に重点が置かれていたことがわかる (18)。

しかし7月31日、補導協議会はこの確認書に対し、確認書を手交するに至った責任は補導協議会にあるものの、補導協議会としての確認ではないと結論づけた。また8月1日には、学生部長、補導協議員と自治会連合との話し合いがもたれ、自治会連合は大学側に確認書の撤回と自己批判を要求している。民青系の自治会連合は全共闘系と対立する立場から、大学当局が全C共斗の要求を受け入れることに反対していたのである。ここで学生部長、補導協議員は自治会連合に対し、大学側の行動を反省するとともに先の全C共斗と補導協議員の会見は補導協議会としての会見ではなく、確認書を補導協議会は認めていないと述べた。このような大学側の態度に対し、全C共斗らは8月2日、大衆団交を要求して教養部教授会に乱入するなどしたが、8月4日には7月31日の補導協議会での結論に変更がないことが再確認され、8月5日、6日の補導協議会では見解を全学に表明することを決定した。そして8月8日、補導協議会は先の「確認書」は認めることができないと正式に表明した。いわゆる8.8告示である (19)。

このように確認書を大学側が正式に認めない、という見解を表明したことにより、全C共斗ら「封鎖学生」はさらに乱入、封鎖の動きを活発化させることで、対抗していくこととなる。8月9日、本部事務局前で、法学部長ほか数名の評議員が封鎖学生に取り囲まれ、審議内容の公開その他を要求され、8月15日には、ヘルメット着用の学生50名が学生部に乱入し、8.8告示の撤回を要求した。8月16日には教養部理科研究棟が一時占拠、8月25日には補導協議員二名が拘束、三原則、8.8告示の撤回などの確認書への署名を要求された。また8月27日には片平学生部が封鎖される事態となった。大学側は全C共斗ら封鎖学生による更なる過激な行動に対し、8月9日の臨時評議会で、全学的な意思の統一のための話し合いの場を設けるか否かについての委員会が作られ、8月12日の臨時評議会では、次年度入学試験は従来の教養部主導から、各学部の連携を重視する方向性が提示されるなどしたものの、基本的には三原則を堅持するにとどまった⁽²⁰⁾。

しかし、8月3日に大学臨時措置法が参議院を通過し、8月17日大学臨時措置法が施行されることに伴い、8月12日には学長が、大学臨時措置法は容認することができず、法律とは無関係に全学の意思を結集して大学の自治を守ることを表明している⁽²¹⁾。この時期は、大学臨時措置法が施行された直後であり、全共闘系が活動を活発化したとしても、機動隊導入に踏み切れば、大学臨時措置法の適用を受ける可能性があった。また、大学側自体も大学臨時措置法に反対し、大学の自治を守るという立場を表明していた手前、早急な機動隊導入による封鎖解除はたてまえとしてできない状況であったと思われる。9月18日の臨時評議会においては、教官の拘束で、ドクターストップがかかっても解放されない場合は機動隊の導入により救出す

ることとする、としているが、これは封鎖解除とは別の次元で人命救出のためのやむを得ない 措置として機動隊の導入は認めるというものであって、従来の評議会の方針と大きく異なるも のではない。

また、9月26日、学生側から学長への団交要求がなされたが、9月27日の臨時評議会でこれに応じないことを決定、9月29日、学長名義で「全学の教職員学生諸君へ」を掲示し、申し入れに応じることは適当でないことがうたわれた (22)。このように、この時期まで、評議会の方針に大きな変更は見られず、人命救出という点でのみ機動隊の導入問題が検討され、事態が長期化する中にあってもあくまでも三原則に沿った解決策を模索していたことになる。もっとも、「冷静な理性のはたらきを前提としてなされる広汎な話合いをこそ望む」としながら、学生側からの大衆団交要求は拒否するなど、説得の機会を大衆団交には求めず、「封鎖学生」との話し合いには応じられない、といったこの時期の双方の溝の深さもまた見てとれる。全学の意思の統一による封鎖解除は現実的には不可能な状況であったといえよう。

実際封鎖が行われていた教養部は、そうした状況を敏感に感じていたようであり、9月18日にも補導協議員2名が監禁されたこともあり、9月22日には教養部教授会から評議会議長(学長)に対し機動隊の導入、全学教官による抗議集会の開催が要望されるなど、機動隊を導入しても封鎖の早期解除を求める声をあげている (23)。また別の動きとしては、9月5日と18日に、片平学生部封鎖に対する職員からの抗議ビラがだされ、9月6日には全学院生協議会が合宿研究会を開き、秋以降の運動の方向付けを行っている。それによれば、全学院生協議会は封鎖についての見解は実力封鎖解除方針を堅持するとしている。しかし、具体的な方法は教官の説得や、学生に対しての宣伝の強化であり、あくまで全学的な意思の統一の後に実力封鎖解除という方向性だったようである (24)。また、全共闘系学生の動きとしては、9月16日には自治会執行部が全C共斗らに襲撃される事件が起き、9月17日には教養部学生大会において無期限ストライキが可決され、9月18日には教養部構内の一部をバリケード封鎖した。9月19日の臨時評議会でもバリケード封鎖は問題が新たな段階に入ったと認識されたが、これは実際強い拘束力は持っていなかったようで、片平にて教養部学生が授業を受けるなど、徹底されてはいなかったようである (25)。

3. 教養部封鎖問題以外の学生運動

さて1969年(昭和44)9月に入ると、この封鎖問題だけでなく他の学生運動の動きも起きることとなる。その一つは文学部長選挙であり、もう一つは仙台学生会館の強制退去であった。話がやや前後するが、まずは文学部長選挙についてみていきたい。秋にも行われる予定であった文学部長選挙に関し、6月28日の研究科委員会会見において、学生側は文学部長選挙への参加要求を行った⁽²⁶⁾。この要求に対し、7月10日文学部教授会では、文学部学部長選挙について、第一部会報告がなされ、助手及び事務系職員も一次選挙に加える(二次選挙は教授のみ)、院生の参加は認めない、とする案が出された⁽²⁷⁾。すでにこの時点で教授会としては大学院生以下の文学部長選挙参加は認めないという方針であったことがわかる。8月8日、文学部院生会と文学部長との会見がもたれ、学部長選挙に関して学生に批准投票や拒否権を認めてほしい、教授会の決定事項のうち院生に関わるものは速やかに公開してほしい、ほかカリキュラム

等の要望が出された。9月3日にも文学部院生会と文学部長との会見がもたれた。こうした中で、9月5日、文学部学生委員交渉において、9月11日に文学部長選挙が行われることが学生側の知るところとなり、文学部長選挙問題が盛り上がりを見せることとなった。9月9日、文学部院生会、学生会による文学部長団交が行われた (28)。今回の選挙は通常通りの規程で行うが、次回以降は院生の参加も含め検討するという文学部長に対し、学生側が反発、学部長室に文学部長が監禁状態におかれる事態となった。しかし、ドクターストップなどにより、団交は結論を見ないまま終了となってしまう (29)。また、こうした動きとは別に、全共闘系の文斗連は、9月8日には八番教室を封鎖、9月10日には文学部教授会に団交要求を行った (30)。しかし、この問題でも学生は一枚岩ではなく、9月20日の文学部学生大会では常任委員会に対する不信任決議動議が可決されている (31)。文学部教授会はこうした中、9月10日、文学部教授会を学外で開催し、予定通り文学部長選挙を行うことが話し合われた。その結果、結局、9月21日には文学部長選挙が行われることとなった。

次に仙台学生会館の強制退去の問題を見てみたい。仙台学生会館問題は1964年に学徒援護会が「財団法人学徒援護会学生会館管理規定」を公示したことにはじまり、以降、不当に居住する学生等に対し立ち退き要請が出されていた問題であったが、ついに昭和44年9月7日、仙台学生会館は機動隊による強制仮処分の執行がなされることとなり、仙台学生会館の学生は一時、東北大学中央体育館に避難することとなった。9月8日、学生部長、補導協議員と館生、寮連、自治会連合との会見がもたれ、学生側の館生64名が一緒に住める建物の要求ならびに避難所生活での必要設備要求に対し、大学側は建物の件は断ったものの、とりあえず必要設備要求に関しては即日配給することとした。

しかしこの避難は暫定的に行われるもので、避難期限は9月14日までとした。9月10日、評議会においてもこの一時避難生活は承認された。大学側は寮には空き部屋があり館生が分散して居住する場合のスペースはあるとして、寮へ移るように説得したものの、館生は、あくまでも仙台学生会館館生全員一括で収容できる代替建物を要求して中央体育館から立ち退く姿勢を見せなかった。9月13、15、22日と断続的に学生部長、補導協議員と館生との間で話し合いがもたれたが、約束の14日を過ぎても館生は立ち退かず、議論は平行線であった。ようやく9月24日になって館生は大学からの退去要求により、中央体育館を出ることとなったが、一方的に再び元鉱山学部の建物に再避難を行った。9月26日、学長より、元鉱山学部の建物からの退去要求書が出され、27日の評議会でも、大学側の対応は従来通りとの再確認がなされている(32)。

このように 1969 年における学生運動は、大学立法を巡る問題にのみ収斂していたわけではない。大学における学生運動は当該期の政治社会問題、大学諸制度、学生活動、寮問題等、多岐にわたって行われていたのであり、文学部においては、9月における学生運動の争点はむしろ学部長選挙に関するものが主要なテーマであった。

4. 1969 年における学生運動とその対応(10月~12月)

1969年(昭和44)10月は、それまでの状況が大きく変化する月である。それは封鎖問題が他学部に広範囲に広がったこと、封鎖学生による行動が仙台市街にも影響を与えたことのイン

パクトによるものである。これによって、評議会は機動隊導入に向けて大きく舵を切っていくこととなる。先の片平学生部封鎖によって封鎖問題は教養部以外にも波及していたが、他学部への影響は限定的であった。しかし、10月には理学部、工学部、文学部、教育学部で相次いで封鎖が行われたのである。これらの封鎖主体はそれぞれ生四斗、文斗連、工学反戦、片平共斗といった各学部の全共闘系の学生集団を中心に行われた。まず、封鎖が行われたのは理学部であった。

10月3日、理学部の学生運動組織である生四斗と生物学科教員との話し合いが決裂。10月5日、生四斗、全C共斗、文斗連、工学反戦らによって理学部生物学科棟が封鎖される事件が発生した。生四斗は全共斗系の影響を受けており、かねてより理学部の大学院入試方法に反発していた生物学科の四年生の有志が生四斗を結成し、他の全共斗系の学生集団の協力を得て、理学部生物棟の封鎖によって、大学院入試を実力阻止しようとしたのである⁽³³⁾。結果、10月7日に予定されていた生物の院試は延期されることとなった。次いで10月10日、全共闘統一行動の一環として、全C共斗、労働者反戦、高校生など600名が市内デモを行った際、機動隊と衝突があり暴徒化、自動車を焼き、道路をバリケード封鎖する行動に出る事件が発生した⁽³⁴⁾。また同日、生四斗、全C共斗、文斗連、工学反戦などにより教養部理科研究棟の封鎖が行われた。

この 10 月上旬の二つの事件でとりわけ評議会が対応に追われたのが、10 月 10 日の事件で あった。当日、臨時評議会が開催され、10月10日の事件を受けて、警察の構内立ち入りが予 想される中、学生に向けてもなんらかの掲示を行うことが検討されている。また9月 30 日開 催の臨時評議会において、封鎖解除の具体策検討を目的として設置された4.7委員会では学内 立ち入り捜査についての検討がなされている。それによれば、立ち入り捜査による建物の開放は、 「封鎖排除」という用語を用いて、機動隊による「封鎖解除」とは区別している。そして再封 鎖されることも想定されているほか、むしろ警察の構内立ち入りと三原則との整合性や、学生 への対応が論議されていた。このことから、立ち入り捜査はやむを得ないとするものの、この 時点で、仮に立ち入り捜査が行われたとしても、この立ち入り捜査をもって、封鎖解除、学内 正常化という見通しを持っていたわけではなかったことがわかる (35)。10月11日には評議会 の予想通り、宮城県警より大学に申し入れがあり、10月14日には全学院生協議会と学長会見 がなされ、全学院生協議会側の史料によれば、学長より、10月10日の事件により大学封鎖問 題は、学内問題から社会問題と情勢が変化し、はっきりとした態度をとっていかなければなら ないという認識が学生側に伝えられ、また警察より協力の要請があったことも伝えられた (36)。 10月15日、学長より10月10日の事件に対し遺憾である旨の声明が出された⁽³⁷⁾。こうした 言説は問題が学外に波及したことで、大学当局は大学が「暴力学生」の温床というイメージを もたれることを危惧していたことの現れであった。10月15日臨時評議会では、教養部からの 意もくみ、10月 10日の問題で警察の構内立ち入りは拒否できないものの、できるならば延期 してもらう。立ち入りに応じる場合でも封鎖解除とは別の考え方で望むという方針を決定した。 こうした中、10月16日には、工学反戦を中心として生四斗、全C共斗、文斗連などによっ て、今度は工学部管理棟が封鎖され、10月18日、19日には青葉山道路のバリケード封鎖がな された⁽³⁸⁾。また封鎖された学部では、封鎖に対する抗議集会や、全共闘系によるその妨害など、 小競り合いが繰り返されていた。そして、10月29日には、片平共斗、文斗連によって、文学

部教育学部棟が封鎖される事件が発生した⁽³⁹⁾。10月30日、11月7日には院生・学生による 文学部封鎖の自主的解除行動がとられたが、封鎖解除には至らなかった。

この封鎖に対しての文学部教授会の反応は早かった。10月30日、文学部教授会は封鎖解除のためには機動隊導入もやむをえないとの方針を決議したのである (40)。一方、10月31日の文学部院生会代議員会見において、五項目要求が学生側から出され、その中で機動隊導入を安易な収集策であるとして、再検討を求めている。学生側の中には文学部教育学部棟封鎖という事態においてもなお機動隊導入には抵抗があったようである。11月5日には文学部学生会臨時総会が開かれ、封鎖反対決議がなされている。しかし、11月7日、文学部教授会は先の学生側から出された五項目要求について回答し、文学研究科院生会運営委員会の報告によれば、「封鎖学生」に対し、二度にわたって退去要求を出したが対応に変化がなかったため、今後は機動隊導入によって問題解決を図ること。ガスを止めることを教授懇談会で決定したこと。そして従来の三原則の限界があり、機動隊の力を借りなければならないという立場を表明、機動隊導入はやむをえない、との考えを院生会に対し明らかにした (41)。また、各階層の対立の激化から、集会実現にも物理的障害が予想されるという理由から、翌8日になされた文学研究科院生会の文学部集会開催申し入れに対し、教授会は拒否回答を行っている (42)。

文学部のこうした姿勢は評議会に一定の影響を与えたものと考えられる。11月8日の臨時 評議会では、学長から、「学内の相当広い層の動きからみても当評議会において機動隊を導入 して封鎖を解除することもやむをえない」との趣旨が出され、評議会として機動隊導入やむな し、という方向性に向かうこととなったのである。

11月8日の臨時評議会開催の前日11月7日には、学生有志大会を全共闘系の学生が襲撃し、30名以上の負傷者が出る事態が起きていたことも、無視できないが (43)、それ以前より学生間の封鎖解除をめぐる小競り合いは散発しており、11月7日の事態のみが、8日の評議会の方向性を左右した決定的な要因とはいえないだろう。評議会の決定の背景には、学外における学生の過激な行動によって、問題が学内問題から、社会問題になったと評議会が認識していたこと、封鎖が教養部のみの問題ではなく、理学部、工学部、文学部といったように全学的な問題となったこと、その中で、教養部のみならず、文学部のように他部局においても、機動隊による封鎖解除を認める方向性がみられるようになり、全学的に機動隊導入の機運が醸成されていったことが要因といえよう。

その後、封鎖解除について宮城県警との交渉を開始することとし、11月10日、宮城県警に対し、 封鎖解除を要請。解除は17日以降数日中に行われる見通しとなった。11月16日には全学共 斗会議(準)による事務局封鎖が行われたが、当日のみの占拠であった⁽⁴⁴⁾。この後、宮城県 警と、評議会、各部局との間で、了解事項、役割分担などの詰めの協議が行われ、11月23日、 機動隊が導入され、構内は「ロックアウト」されることとなり、封鎖解除がなされた。26日 まで一般学生の入構は禁止され、文学部においては29日まで休講措置がとられ、再開は12月 1日からとされた⁽⁴⁵⁾。12月4日には生四斗が「封鎖宣言」を出し、主任教授室を占拠するも 12名が逮捕される結果となった⁽⁴⁶⁾。

このように、機動隊導入による「ロックアウト」によって、封鎖は解除され、前後に散発的 に封鎖が行われたが、すぐに解除された。この後運動のビラは三里塚闘争や、共産党系の党ア ピール、沖縄日米共同宣言への批判などが散発的に出されるほか、学部長選挙をめぐる運動等が展開されたものの、学内における学生運動は警察による封鎖解除、逮捕起訴等により沈静化の方向に向かった。

おわりに

以上、これまで1969年(昭和44)における学生運動の動きについてみてきた。大学立法に関わる反対運動は全学的に運動が展開されたが、封鎖という事態が発生したのは初期においては教養部であった。しかし国会での法制定後も問題は沈静化せず、他学部にも封鎖の事態が拡大、問題が深刻化していった流れをみてとることができる。

解決において、大学の評議会は、当初、三原則にみられるように、封鎖等の過激な学生の行動を認めないものの、実力的な封鎖解除は行わず事態を収拾する、という方針を堅持し、「全学の意志を統一して、事態の解決に当たる」としていた。しかし全学の意志を統一するにあたり、学生間、また部局間においても解決に向けての切迫感が共有されていたわけではなかった。このため、教養部の教授会や事務系職員と、評議会や他部局では封鎖の早期解除にあたっては、9月頃まで盛り上がりの広がりに欠け、温度差があった。「全学の盛り上がる総意の結集」が困難だったことは、教養部から早期の封鎖解決を要望されつつも、評議会として早期の解決を諮れなかったことからもうかがえる。

学生間においては、民青系と全共闘系という学生運動の二つを動きがあり、大学側と漸次折衝を行い、状況の改善を図る考え方と、封鎖や、大衆団交等を通じて状況の打開を図る考え方が存在し、その考え方の相違から、考え方の異なる集団が互いに対立する構図がみられる。しかし、学生運動の動向は民青系、全共闘系という単純な対抗関係ではなかったことは、院生会の動き等から明らかである。院生会においても全学的な意志の統一は難しく、学部毎に異なる見解があった。加えて、文学部の学部長選挙のように、1969年時点、東北大学における学生運動の主要なテーマは、教養部封鎖に限定されていたわけではなく、学部長選挙や寮問題といったように、当該期の学生運動目的も多様であったことが今回明らかとなった。

三原則に基づく説得という解決方法には一定の限界がみえる中、封鎖の解決は、学生による 封鎖行動の更なる拡大という状況の変化によってもたらされたといえる。封鎖等の行為が教養 部を越えて他部局にも波及し、さらには学外でも事件を起こすに至り、文学部のように教養部 以外からも現実的な封鎖解除を求める方向性が打ち出されることで、機動隊導入もやむを得な いという認識が広がり、評議会としても機動隊の導入が現実的な解決策として模索されること となったのである。

註

- (1)『東北大学百年史』第二巻(通史2)第六編(東北大学、2009)
- (2)「斗争速報」No.8(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料1-49、東北大学史料館所蔵)
- (3)「六月四日午後から五日早朝にいたる事実経過の補導協議員メモ」(豊田武教授収集資料、東北大学史

料館所蔵)

- (4) 東北大学農学部教授会「対策本部に対する要望書」(1969年6月6日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)。
- (5) 東北大学教養部事務系職員一同「要望書」(1969年6月13日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (6) 東北大学長「告示」『評議会議事要録綴 昭和44年度』(東北大学史料館所蔵)。以下、評議会の内容については、『評議会議事要録級 昭和44年度』による。
- (7)補導協議会「「封鎖」をめぐる問題点(討議資料)」(1969年6月13日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (8) 前掲「要望書」
- (9) 東北大学全学院生協議会常任委員会「暴力集団の「封鎖」に反対し、解除する為に、"理科実験棟逆封鎖" に立上ろう!」(1969年7月2日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (10) 文学研究科院生会運営委員会「院生会ニュース」(1969年7月5日)(豊田武教授収集資料、東北大学 史料館所蔵)
- (11) 東北大学教養部教授会「質問状」(1969年7月14日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (12) 東北大学教養部教授会「封鎖占拠による教養部の現状-全学的意志の結集のために-」(1969年7月21日) (豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (13)「7.26 大学立法強行採決粉砕斗争に起て!」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料2-49、東北 大学史料館所蔵)
- (14)「「大学の運営に関する臨時措置法(案)」についての学長談話」資料 1 160『東北大学百年史』第八巻 (資料 1) (東北大学、2004)、そのほか 一連の動きは、『豊田武教授収集資料』、『杉山晃一氏収集東北 大学学生運動関係資料』(東北大学史料館所蔵)による。
- (15)「大学立法粉砕のために-農研院生会の単独ストをめぐる一週間」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 3 12、東北大学史料館所蔵)
- (16) 「7.23 全学集会(全院協呼びかけ)の本質を暴露する。」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 2 48、東北大学史料館所蔵)
- (17)「生協ニュース」No. 229 (杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 3 26、東北大学史料館所蔵)
- (18)「七月二十九日より三十日にいたる事態の経過に関する補導協議員メモ」(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (19)「補導協議会の見解」(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (20)「夏期休暇中における学内の事態の経過について-補導協議員メモー」(豊田武教授収集資料、東北大学 史料館所蔵)
- (21)「大学立法についての学長談話」資料1-163『東北大学百年史』第八巻(資料1)(東北大学、2004)
- (22) 東北大学長「全学の教職員学生諸君へ」(1969年9月29日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (23) 東北大学教養部教授会「要望書」(1969年9月22日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (24) 東北大学全学院生協議会「全学院協ニュース」(1969年9月13日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (25)「教養部法学部の学友諸君へ」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料3-34、東北大学史料館所蔵)
- (26) 前掲「院生会ニュース」
- (27)「第1部会報告要旨(中間)」(1969年7月10日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (28) 東北大学文学部長「文学部学生諸君に告ぐ」(1969年9月9日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (29) 東北大学文学部教授会「九月九日から十日にいたる院生会代表との学部長会見の経過について」(1969年9月11日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (30) 文斗連「団交要求書」(1969年9月10日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (31)「9.20学生大会について見解」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料3-30、東北大学史料館所蔵)
- (32)「仙台学生会館問題をめぐる補導協議員メモ」(1969年9月29日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (33)「良心的院生諸兄に訴える 生物学科の問題について」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 3 42、東北大学史料館所蔵)
- (34)「暴徒集団の犯罪行為を糾弾し、毅然として大学の自治会を守り抜こう!-10.10の事態についての見解、 及学長会見についての報告-」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料4-14、東北大学史料館所蔵)

- (35)「学内立入捜査に対する4.7委員会のメモ」(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (36) 前掲「暴徒集団の犯罪行為を糾弾し、毅然として大学の自治会を守り抜こう! 10.10 の事態についての見解、及学長会見についての報告-」
- (37) 東北大学長「全学の教職員学生諸君へ」(1969年10月15日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (38)「工学部広報 (第23号)」(1969年10月21日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (39)「文学部封鎖宣言」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料4-34、東北大学史料館所蔵)
- (40)『東北大学百年史』第四巻(部局史1)(東北大学、2003) pp223
- (41)「L教授会交渉報告」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料4-56、東北大学史料館所蔵)
- (42)「L教授会L集会開催要求を拒否」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 4 57、東北大学史料館所蔵)
- (43) 前掲「L教授会交渉報告」
- (44)「11月17日以降の事実経過に関する補導協議員のメモ」(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (45)「文学部広報第4号」(1969年12月1日)(豊田武教授収集資料、東北大学史料館所蔵)
- (46)「生物学科の問題を解決するために」(杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料 5 34、東北大学史料館所蔵)